

○高圧ガス第一種製造者(圧縮天然ガススタンド用)『危害予防規程』 作成の手引

《東京都》

- 危害予防規程は、従業者の規模、高圧ガス種類及び製造の方法等、事業所の実態を踏まえて作成する。

第1 総則

- 1 危害予防規程策定の目的
- 2 危害予防規程の位置付け

第2 保安管理体制

1 保安管理組織

- ① 事業所内の組織
- ② 保安監督者の選任と組織上の位置付け
- ③ 保安管理組織図の作成と責任区分の明示
- ④ 製造施設の保安管理に関する規程等内容の策定
- ⑤ 規程類の管理
- ⑥ 保安管理組織と協力会社・関係事業所との関係

2 保安監督者の職務

- ① 保安管理全般に関すること。
- ② 保安管理に関する業務内容
 - ・ 製造方法の管理
 - ・ 製造設備の運転管理
 - ・ 製造施設の維持及び管理
 - ・ 製造施設の巡視、点検、検査
 - ・ 協力関係会社の保安管理
 - ・ 異常状態に対する措置
- ③ 保安教育計画の策定と保安教育の実施
- ④ 防災計画の策定と防災訓練の実施

3 規程類の整備

関連する規程類を整備する。

- ①規程類の作成・周知方法・管理方法、②保安査察の方法、③運転、④充てん作業、⑤製造設備・保安設備・測定機器等の設備の取扱い・管理、⑥巡回点検、⑦定期自主検査、⑧火気制限と立入制限等、⑨工事及び修理の管理、⑩異常状態に対する措置、⑪防災対策に関する措置、⑫その他

4 保安査察

経営者（事業所長）は保安査察についての基本事項を定めて実施事

業所の保安の実態を的確に把握するとともに、査察結果を保安対策に反映

第3 施設に関する保安管理

1 技術基準への適合

管理する施設が技術基準等に適合するようにする。

- ① 製造施設の位置、距離及び建造物の構造等
- ② 製造施設の構造等
- ③ 保安設備、測定機器等

2 設備管理の規程類の策定と実施

- ① 定期自主検査、保安設備の取扱い、保全工事管理、測定機器取扱い、火気取扱い、工具防具取扱い、立入制限、等
- ② 設備の管理・保全等に関する事項の記録・保存

3 設備検査

- ① 定期自主検査の検査方法・頻度・検査箇所等を定めた検査規程の作成（安全弁、圧力計、遮断弁、電磁弁、等）
- ② ガス漏えい検知警報設備、地震警報設備、保安電力設備の検査は定期的の実施
- ③ 検査結果の記録・保存

第4 運転及び操作等に関する保安管理

1 運転、操作等に関する規程類の作成と実施

- ①規程類の作成 ②運転基準 ③充てん作業基準 ④緊急時の措置基準、等

2 夜間・休日の運転開始・運転停止

3 運転・操作等に関する結果の記録と保存

第5 巡回と点検

巡回・点検基準を定めて実施

- ① 製造設備使用開始時、使用終了時、操業時間中に実施（操業時間中の点検は1日1回以上実施）
- ② 点検項目、記録方法、保存期間等を規定
- ③ 結果の記録と保存

第6 施設の工事に係る保安管理

1 工事を行うときの保安管理

工事に関する安全管理基準を定めて実施

- ①工事責任者の選任、②保安監督者の連絡体制の確保、③工事前後の保安措置、④工事实施時の安全措置

第7 異常状態に対する措置

1 不調・故障に対する措置

運転時の施設の不調・故障の発見方法、処置、対策、関係者への通報等に関する措置基準を定める。

2 事故・災害に対する措置規程

- ① 事故・災害を想定し、応急措置、防災活動、事業所内及び関係者への通報連絡、退避方法等に関する事項を定めた規程を作成
- ② 教育訓練計画の作成と教育訓練の実施

3 異常状態に関する記録と保存

異状の状況、措置、対応等について記録し保存する。

第8 規程類の周知

1 危害予防規程、各種規程類の周知

- ① 従業者への周知徹底
- ② 危害予防規程、各種規程類は従業者が常時閲覧できるようにする。
- ③ 危害予防規程に違反した者等に対する教育訓練

第9 保安管理の記録

保安管理の記録類について、保安監督者またはその指示を受けた者が期間を定めて保存

第10 規程類の変更（改正）

1 方法

規程類の変更（改正）は、保安監督者等の関係者が協議した上で実施

2 周知

変更した規程類について速やかに従業者に周知

3 記録

規程類の制定、変更（改正）事項を記録し保存

第11 保安教育

1 保安教育体制の整備

- ① 従業者等に対する保安教育の責任者等を規定
- ② 組織的対応について規定

2 保安教育計画の作成及び保安教育の実施

- ① 保安教育計画の作成
- ② 保安教育計画に基づき実施（保安意識の高揚、危害予防規程と各種規程類の周知、保安技術の向上、事故・異常状態に対する措置等）
- ③ 実施結果を記録し保存

第12 防災計画の作成

(*)「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」に基づき作成する。

1 予防体制

- ① 防災体制づくり
- ② 防災教育
- ③ 防災訓練
- ④ 施設の危険箇所の点検と安全対応
- ⑤ 出火及び漏えい防止
- ⑥ 防災資機材の整備

2 警戒宣言発令時の対策

- ① 情報の収集伝達
- ② 事前措置

3 地震時の活動対策

- ① 初動措置
- ② 施設等の点検
- ③ 応急措置
- ④ 情報の連絡

4 復旧活動時の災害、火災防止対策

5 避難方法の確認